

定期預金規定集

- ・「定期預金」のお取引については、本規定集によりお取扱いいたします。
- ・「総合口座」のお取引については、本規定集のほか、別に定める「普通預金規定」「総合口座取引規定」によりお取扱いいたします。

1. 共通規定	P 1
2. 期日指定定期預金規定	P 4
3. 自由金利型定期預金【M型】規定（スーパー定期）	P 5
4. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	P 7
5. 変動金利定期預金規定	P 9

北見信用金庫

（令和2年1月27日公表）

共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1). 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2). 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、次のとおり取扱い、預入れの際にお渡しした通帳または証書記載の取扱店で返却します。
 - ①. 通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却します。
 - ②. 証書式の場合は証書と引換えに、返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第4条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に預入することができ、第4条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (取引の制限等)

- (1). 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1). 当金庫がやむをえないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2). この預金を解約または書替継続するときは、次のとおりとします。
 - ①. 通帳式の場合
当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。
 - ②. 証書式の場合
証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。

(3). 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。

(4). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②. この預金の預金者が第9条に違反した場合
- ③. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第3条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
- ⑥. 第3条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
- ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(5). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1). 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2). 前項の印章、名称、住所、住所留資格および在留期間、その他届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). 通帳、証書または印章を失った場合の定期預金の元利金の支払い、通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
なお、通帳または証書の再発行の際には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4). 届出のあった氏名、住所に宛てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合は、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5). 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

6. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事

項を届出てください。

- (3). すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳、証書による払戻し等)

- (1). 盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①. 通帳または証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②. 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3). 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳または証書が盗取された日（通帳または証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4). 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②. 通帳または証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5). 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳または証書を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1). この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2). 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1). この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人と

なっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2). 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①. 相殺通知は書面によるものとし、次のとおりとします。

A. 通帳式の場合

当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印し通帳とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。

B. 証書式の場合

証書の受取欄に届出印を押印し、通知と同時に当金庫に提出してください。

②. 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③. 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④. 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3). 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4). 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5). 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (規定の変更)

(1). この規定集の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年3月2日現在)

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払い時期等)

(1). この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

①. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期限。自動継続で継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。この一部について満期日を指定した預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに取扱店に提出してください。

②. 満期日の指定がないとき（次項の満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。

この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2). 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (自動継続の場合の取扱い)

(1). この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記1. (2). により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3). 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までにその旨を通帳または証書記載の取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

3. (利息)

(1). この預金の利息は、解約時（継続するときは継続時）に預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率により1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続のときの利息はあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

①. 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率

②. 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2). 継続後の預金の利息についても、前記2. (2). の利率により前項と同様の方法で計算します。

(3). 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、下記の預入期間に応じた利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。

①. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

②. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以上

(令和2年3月2日現在)

自由金利型定期預金【M型】規定（スーパー定期）

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の場合の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金【M型】に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までに取扱店へその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については、前記2. (2). の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ①. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後に支払います。
なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金【M型】」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ②. 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①. にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後に支払います。
 - ③. 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後に支払います。
- (2). この預金を自動継続としたときの利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②. 自由金利型2年定期預金【M型】の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自由金利型2年定期預金【M型】と満期日を同一にする自由金利型定期預金【M型】（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間払日における店頭表示の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金【M型】に継続します。
 - ③. 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。
また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④. 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
 - (3). この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に

応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

なお、下記の預入期間に応じた利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。

また、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合の利息は、6か月複利の方法により計算します。

①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

②. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

③. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満 約定利率×90%

④. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については次のとおり取扱います。

- ①. 中間利息定期預金の利息計算については、前記3.の規定を準用します。
- ②. 中間利息定期預金の内容については別途通知します。
- ③. 中間利息定期預金のみ解約はできません。
- ④. 通帳式の場合には、中間利息定期預金については、通帳に記載しないこととします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。

- ⑤. 証書式の場合には、中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに取扱店に提出してください。

以上

(令和2年3月2日現在)

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の場合の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までにその旨を通帳または証書記載の取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については、前記2. (2). の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ①. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後に支払います。
 - ②. 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後に支払います。
- (2). この預金を自動継続としたときの利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②. 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。
また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3). この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

なお、下記の預入期間に応じた利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。

- ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ②. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

③. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満 約定利率×90%

④. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上
(令和2年3月2日現在)

変動金利定期預金規定

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とした場合の預入金額により適用する自由金利型定期預金または自由金利型定期預金【M型】の店頭表示の利率にこの預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までに取扱店へその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日として、前記2. (2). に準じます。

4. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日から満期日までの前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ①. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座に入金します。
- ②. 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記3. により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については前記2. (2). の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額（以下「満期払利息」という。）を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③. この預金のうち、預入日の3年後の応当日を満期日とした複利型の場合のその利息は、前記①. ②. にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ④. 自動継続の満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

なお、満期日に指定口座に利息を入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- (2). 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

- ①. 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）の6か月後の応当日の前日まで解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ②. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

なお、下記の預入期間に応じた利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b. 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上

(令和2年3月2日現在)